

瀬戸市固定資産税及び都市計画税の減免に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和40年瀬戸市規則第7号）に基づく固定資産税及び都市計画税の減免に関し、公平かつ円滑に事務を遂行するための取扱を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 減免に係る対象者等は、別表に掲げるとおりとする。

(申請書)

第3条 別表に規定する事由に該当するものは、第1号様式により申請することができる。

(通知書)

第4条 市長は、前条の規定による申請を認めるときは、第1号様式により通知するものとする。

(取消申告書)

第5条 前条の規定により減免を受けた者が、別表に規定する事由に該当しなくなったときは、第2号様式により申告するものとする。

(還付)

第6条 減免認定前に前納された固定資産税は、災害の場合を除き還付しないこととする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市固定資産税の減免に関する事務取扱要領は、この要領施行の日以後の申請に係る減免から適用し、同日前の申請に係る減免については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。